

日医発第237号（保険）

令和8年4月24日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

（公 印 省 略）

令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について

令和8年度診療報酬改定における施設基準の届出等に係る取扱いについては、「令和8年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」（令和8年3月31日保険局医療課医務連絡）において示されているところです。

今般、4月24日付けで「令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について（周知）」が発出されました。

本通知は、ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法について整理されているほか、令和8年度診療報酬改定以前にベースアップ評価料に係る届出を行っており、引き続き令和8年6月1日以降もベースアップ評価料を算定する保険医療機関等であっても、令和8年6月1日までに改めてベースアップ評価料の届出を行う必要があることについて、周知されているものです。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

#### <添付資料>

令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る施設基準の届出について（周知）  
（令和8年4月24日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

事 務 連 絡  
令和 8 年 4 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る  
施設基準の届出について（周知）

令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出等に係る取扱いについては、「令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」（令和 8 年 3 月 31 日保険局医療課医務連絡）により示したところである。

今般、ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等について、別添のとおり整理したことから、貴管下の保険医療機関等への周知等に活用されたい。

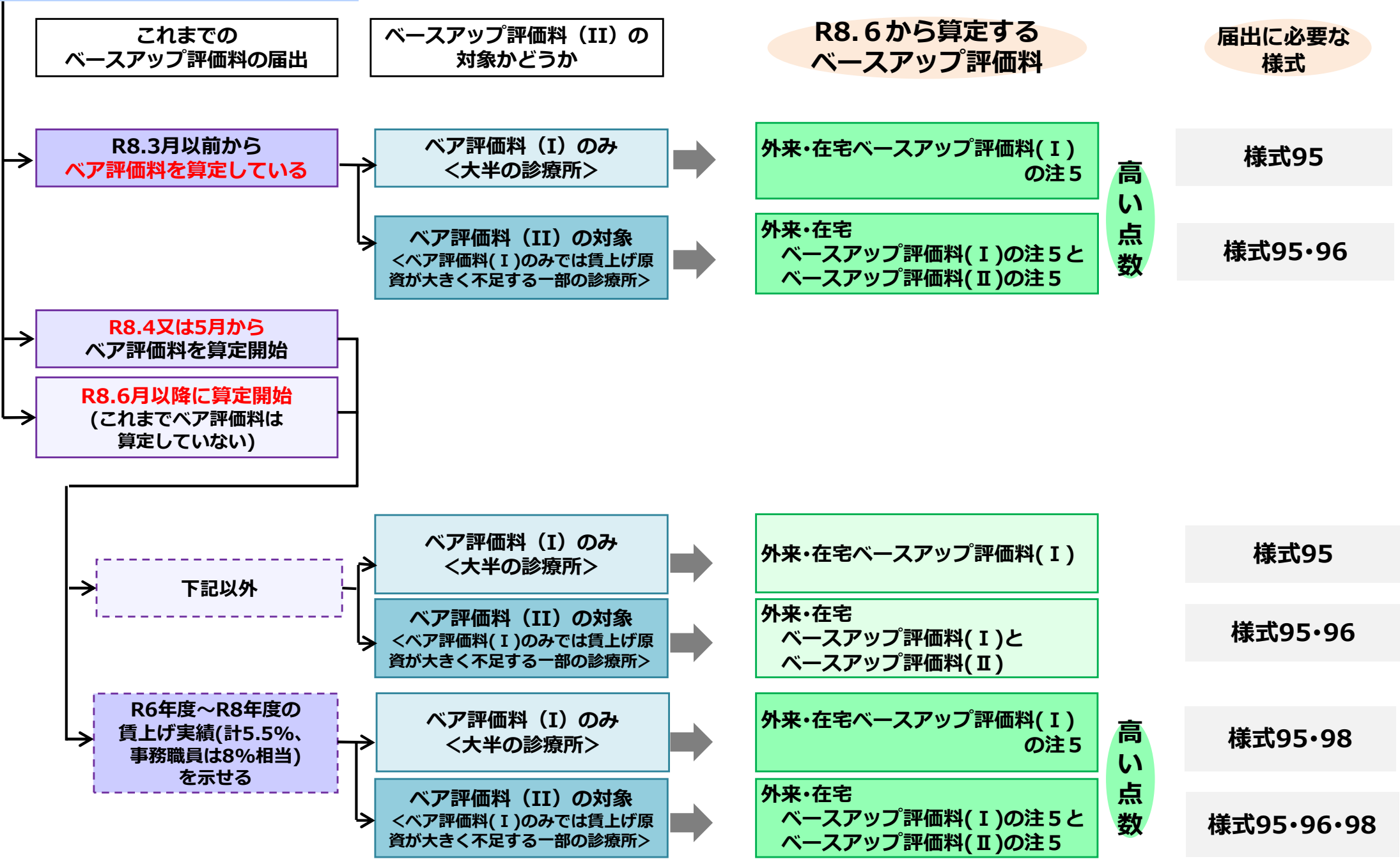
なお、令和 8 年度診療報酬改定以前にベースアップ評価料に係る届出を行っており、引き続き令和 8 年 6 月 1 日以降もベースアップ評価料を算定する保険医療機関等であっても、施設基準において求められる内容が変更されていることから、令和 8 年 6 月 1 日までに改めてベースアップ評価料の届出を行う必要があることに留意されたい。

掲載先：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

(別添)

## 無床診療所の場合



# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 有床診療所の場合

これまでの  
ベースアップ  
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と  
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)  
のいずれを選ぶか

R8.6 から算定する  
ベースアップ評価料

届出に必要な  
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(II)を選択できます。  
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者  
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(II)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から  
ベア評価料を  
算定している

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料(II)のいずれかを算定していた場合をいいます。  
外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から  
ベア評価料を  
算定開始

R8.6月以降に  
算定開始  
(これまでベア評価料を  
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま  
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と  
入院ベースアップ評価料

入院料  
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)

入院料  
減算対象

様式95・96

R6年度～  
R8年度の  
賃上げ実績  
(計5.5%、  
事務職員は  
8%相当)  
を示せる

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

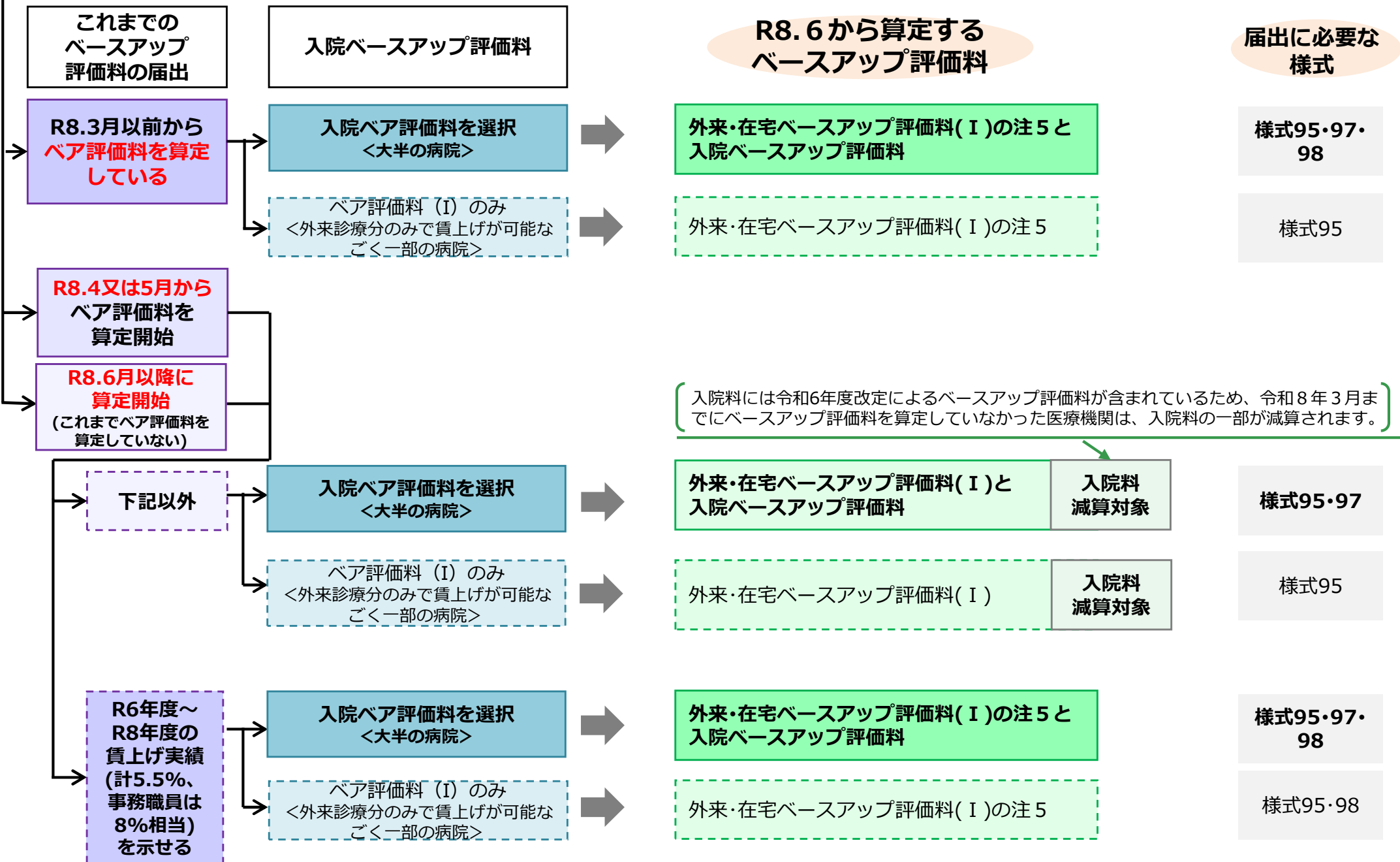
外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96・  
98

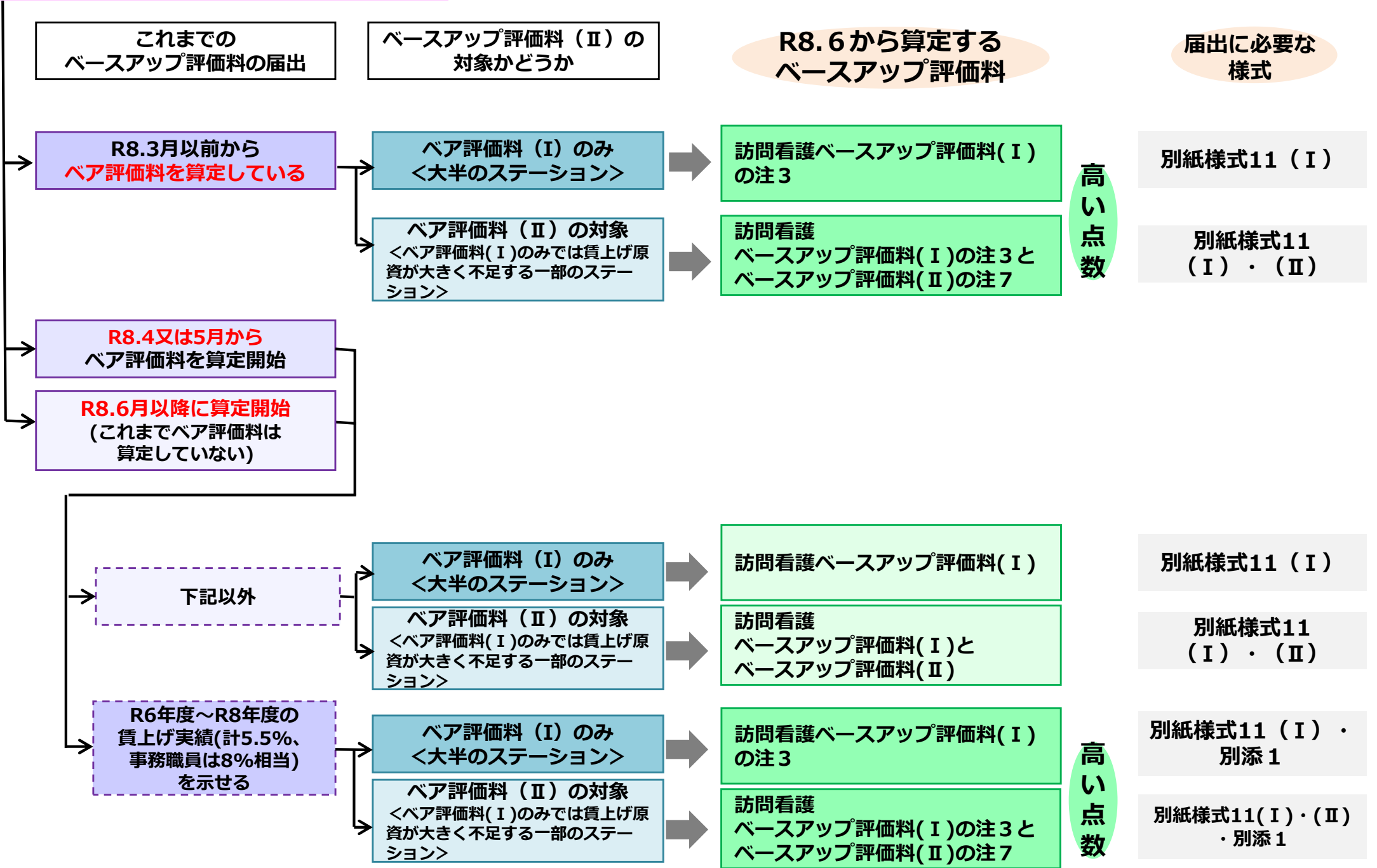
# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 病院の場合



# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 訪問看護ステーションの場合



令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ている、  
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に届出が必要です**

必要な手続き

### 令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出  
↓  
令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

### 令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和7年度の実績を報告)

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

### 令和9年5月

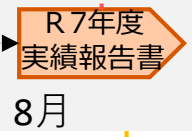
令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出  
※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

### 令和9年8月

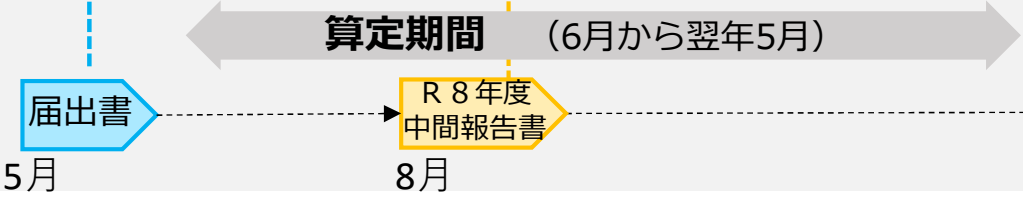
8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

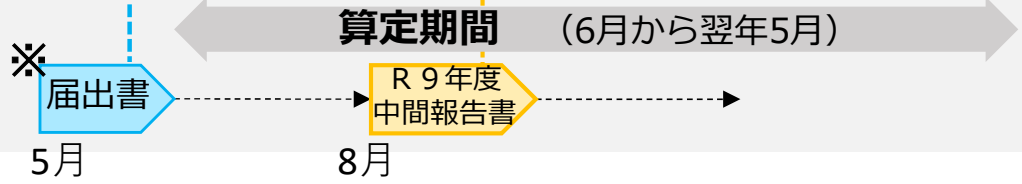
令和7年度の算定に関する手続き



令和8年度の算定に関する手続き



令和9年度の算定に関する手続き



令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

## ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料（I）訪問看護ベースアップ評価料（I）を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

必要な手続き

令和8年度の算定に関する手続き

届出書  
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R8年度  
中間報告書  
8月

R8年度  
実績報告書  
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書  
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R9年度  
中間報告書  
8月

令和8年6月以降にはじめて調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局向け

調剤ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に**届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式103**を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績**報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間**報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

算定期間 (6月から翌年5月)

届出書

5月

R8年度  
中間報告書

8月

R8年度  
実績報告書

8月

※届出書

5月

R9年度  
中間報告書

8月

算定期間 (6月から翌年5月)

令和8年度の算定に関する手続き

令和9年度の算定に関する手続き

## ベースアップ支援料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

### 令和8年5月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式101** を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

### 令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和8年度の実績を報告） ※様式102を提出

### 令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和9年度の実績を報告） ※様式102を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書  
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R8年度  
実績報告書  
8月

令和9年度の算定に関する手続き

5月

算定期間（6月から翌年5月）

5月

R9年度  
実績報告書  
8月